

国制度「子育てのための施設等利用費」の給付上限額等の見直しについて

1. 経過

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の対象外である認可外保育施設、幼稚園、預かり保育等を利用した際に要する費用について、子育てのための施設等利用費(財源負担:国1/2、都1/4、市1/4)として、一定の上限額の範囲内で利用者に支給しております。このたび、国において、今般の物価上昇や賃金動向等を踏まえ、令和8年10月から、子育てのための施設等利用費の給付上限額を見直すことが予定されていることに伴い、補正予算等の所要の対応を行います。

2. 見直し内容

対象施設等	現行の額	引上げ額	見直し後の額
新制度に移行していない幼稚園	25,700 円	(+2,300 円)	28,000 円
預かり保育等(0～2歳)	16,300 円	(+1,400 円)	17,700 円
預かり保育等(3～5歳)	11,300 円	(+1,000 円)	12,300 円
認可外保育施設(0～2歳)	42,000 円	(+3,700 円)	45,700 円
認可外保育施設(3～5歳)	37,000 円	(+3,300 円)	40,300 円

※預かり保育等の日額単価は450円から490円(+40円)、新制度に移行していない幼稚園の実費徴収に係る補足給付金の上限は4,900円から5,100円(+200円)にそれぞれ見直し

3. 予算(扶助費)

<歳出> 19,205千円

(内訳)

幼稚園施設等利用給付16,655千円

認可外保育施設等利用給付金2,430千円

実費徴収に係る補足給付金120千円

<歳入> 14,380千円

(内訳)

国: 9,408千円

都: 4,972千円

4. 今後のスケジュール

令和8年 9月 令和8年第3回定例会(補正予算案提出)

10月 見直し実施・市ホームページ等で周知